

## 外貨預金 A T M サービス規定

### 1. サービス内容

- (1) 外貨預金 A T M サービス（以下「本サービス」という。）は、外貨普通預金規定・外貨定期預金規定の定めにかかわらず、当行所定の現金自動預入払出兼用機（以下「A T M」という。）で、普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）について発行したキャッシュカード（R I C Hカード、フルセットカードの「ご預金」側を含む。以下「カード」という。）、および外貨普通預金通帳・外貨定期預金通帳を使用して次の場合に利用することができるサービスです。
  - ア. 普通預金口座から預金を払戻し（「総合口座取引規定」および「京銀総合口座 R I C H 当座貸越契約書」にもとづく当座貸越による払戻しを含まない。）、同時にそれに相当する代り金外貨額を、外貨普通預金口座へ振替入金する場合。
  - イ. 外貨普通預金口座から預金を払戻し、同時にそれに相当する代り金円貨額を、普通預金口座へ振替入金する場合。
  - ウ. 普通預金口座から預金を払戻し（「総合口座取引規定」および「京銀総合口座 R I C H 当座貸越契約書」にもとづく当座貸越による払戻しを含まない。）、同時にそれに相当する代り金外貨額を、自動継続型外貨定期預金へ振替で預入れする場合。
  - エ. 外貨定期預金の解約予約を行う場合。
- (2) ア、イ、ウ、いずれの場合も、振替金額の換算相場は、取引時に A T M の画面に表示される当行所定の為替相場を適用します。
- (3) エ、の場合の解約相場は、該当の外貨定期預金満期日の当行所定の為替相場を適用します。
- (4) 本サービスの対象となる外貨普通預金および外貨定期預金への預入通貨は、当行所定の通貨とします。振替を行う外貨普通預金通帳または外貨定期預金通帳と円建の普通預金のカードは同一店舗の同一名義の口座に限ります。

### 2. 暗証の届出・照合

- (1) 本サービスに使用する暗証は、カードの暗証と同一とします。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、A T M の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻し、外貨または円貨への換算、振替入金、および解約予約を行ったうへは、カードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この取扱い（預金の払戻し、外貨または円貨への換算、振替入金、および解約予約）が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理についてお客さまの責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

### 3. 振替の方法

- (1) 本サービスを利用して振替資金を預金口座からの振替により払戻し、振替入金するときは、A T M の案内手順に従って操作し、A T M にカードおよび外貨普通預金または外貨定期預金の通帳を挿入し、届出の暗証および振替金額を正確に入力してください。この際、普通預金通帳、および払戻請求書ならびに入金伝票の提出は必要ありません。なお、残高不足および合理的な理由により預金取引が停止されている場合は振替できません。
- (2) 振替金額の入力は、円貨額または外貨額のいずれでも可能とします。（外貨普通預金の入力単位は、円貨額での入力の場合は 1 円単位・外貨換算で 1 通貨以上。外貨額での入力の場合は 1 通貨単位とする。また、外貨定期預金の入力単位は円貨額での入力の場合は 1 円単位・外貨換算で 1,000

通貨以上。外貨額での入力の場合は、1,000通貨以上1通貨単位とする。)ただし、代り金の計算(円貨額入力の場合の代り金外貨額の算出、または外貨額入力の場合の代り金円貨額の算出)は取引時にATM画面に表示される為替相場にもとづき、当行所定の計算方法で行います。なお、円貨額での入力の場合、この計算の結果、振替円貨額が入力した円貨額と異なる場合があります。

- (3) 振替の内容の確認操作を行った後は、画面表示の内容で振替処理を行います。振替の内容の確認操作後に、振替の訂正、取消はできません。
- (4) 本サービスにおける1回あたりおよび1日あたりの振替金額は、当行所定の範囲内とします。

#### 4. 解約予約の方法

- (1) 本サービスを利用して外貨定期預金の解約予約取引を行うときは、ATMの案内手順に従って操作し、ATMにカードおよび外貨定期預金の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この際、指定された外貨定期預金を満期日に通帳および払戻請求書なしで自動的に解約し、元利金を指定の預金口座へ入金します。
- (2) 解約予約の内容の確認操作を行った後は、画面表示の内容で解約予約を行います。解約予約の内容の確認操作後に、解約予約の訂正、取消はできません。
- (3) 解約予約取引は、満期日の前営業日まで操作ができます。
- (4) 解約予約を行う場合、カードを発行した普通預金口座(以下「カード口座」という。)以外の口座について口座振替依頼書(外国為替取引専用)の提出を受けていても、満期日のカード口座への振替入金を可能とします。
- (5) 解約予約取引の通帳記入は行いません。
- (6) 当行所定金額以上の外貨定期預金の解約予約はできません。

#### 5. 代理人カード

代理人カードは、本サービスに利用することはできません。

#### 6. ATM故障等の取扱い

停電、端末故障、通信回線の障害等により、ATMによる取扱いができないときは、本サービスの利用はできません。また、為替相場の急激な変動により、本サービスを中断する場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 7. ATMへの誤入力等

ATMの利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

#### 8. 利用できるATM

本サービスが利用できるATMは当行本支店のATMに限り、その機種は当行所定の機種とします。

#### 9. 利用日・利用時間

本サービスの利用は、当行所定の利用日、利用時間に限るものとします。

#### 10. 為替リスク

外貨預金は、為替相場の変動により円貨での受取額が変動する預金です。外貨預金から払出しする際に適用される為替相場が、預入れの際に適用された為替相場と比べて円高の場合には、為替差損が発生します。また為替相場の変動がなくても、預入れ時と払出し時に適用される為替相場には差がありますので、円貨で元本割れが発生することがあります。

### 1 1. 届出事項の変更

円預金口座、外貨預金口座等の届出事項に変更があるときは、直ちに当行へ届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 1 2. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、京銀キャッシュカード規定、普通預金規定、総合口座取引規定、京銀R I C Hカード規定、京銀フルセットカード規定により取扱います。

### 1 3. 規定の変更

この規定は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

以上

2020 年 3 月 16 日現在